

米軍CH-46中型輸送ヘリコプター からの部品落下に関する意見書

去る9月28日午前10時45分頃、沖縄防衛局より、米軍基地普天間飛行場所属CH-46中型輸送ヘリコプターが、沖縄本島沖の訓練区域で定期訓練飛行を行った際に、グラスファイバー製のパネルとアルミ製の留め具4つが無くなっているという報告があった。

米軍側は、ヘリの飛行経路は普天間飛行場と東海岸の間、約4キロメートルの離発着区域を除き海上であり、現在、原因究明の調査中であるとしているが、飛行経路からも住宅地上空を飛行していることは明らかであり、ヘリからの部品落下は一歩間違えば人命を奪う大惨事にもなりかねないことから、強い憤りを覚えるものである。

本市議会は、これまで米軍の航空機事故が発生するたびに、米軍及び関係機関に強く抗議し、訴え続けてきた。しかしながら平成16年8月に沖縄国際大学に墜落し、爆発炎上したCH-53D型ヘリコプターも、重要な部品を装着していなかった整備ミスが事故の原因であり、今回の事故発生は、米軍の綱紀の乱れと安全管理の欠如に起因するものと言わざるを得ない。

現段階で、部品落下の原因究明、再発防止策も示されないまま、住宅地上空の飛行訓練が昼夜を問わず行われていることで、市民の生命及び財産は常に危険にさらされている現状であり、断じて容認できるものではなく、即時に飛行訓練を中止すべきである。

よって、本市議会は、9万4千人余の市民の尊い生命と財産を守る立場から、今回のヘリコプターの部品落下に対し抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 住宅地域上空での飛行訓練を即時中止すること。
2. 航空機の安全管理及び兵員の綱紀肅正を徹底すること。
3. 事故の早急な原因究明及び公表、並びに再発防止について
万全を期すこと。
4. 普天間飛行場の即時閉鎖、早期返還を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

沖縄県宜野湾市議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長